

学校法人工学院大学役員等報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、学校法人工学院大学寄附行為に定める役員等の報酬金額、決定方法等について定める。

(対象役員等)

第2条 本規程の対象とする役員等は次のとおりとする。

- (1)理事長
- (2)常務理事
- (3)理事
- (4)監事
- (5)学長
- (6)校長
- (7)評議員
- (8)顧問

(報酬等の支給)

第3条 第2条に定める役員等には、年俸もしくは月額による報酬を支給する。役員賞与、役員退職金は支給しない。

2 前項の報酬の他に、役員等としての職務遂行に係わる通勤費、旅費等の実費を別途支払う。(顧問を除く)

(年俸制役員等)

第4条 第2条に定める役員等のうち、次の役員等は、年俸制役員等とし、年俸金額は次のとおりとする。

- (1)理事長 20,000千円
- (2)常務理事 16,500千円
- (3)学 長 18,000千円
- (4)校 長 15,000千円

2 年俸制役員等に就任した教育職員が、役員等としての職務に支障を及ぼさない範囲で、教育、研究の業務の一部を継続した場合であっても、給与規程に定める給与の支払いは行わない。

(年俸の支払い方法)

第5条 年俸は、前条の年俸金額を12等分した金額の毎月支払いとする。

2 毎月支払額の算出に当たっては、100円未満の金額は切り上げる。

(年俸制役員等の教職員諸手当の扱い)

第6条 教職員が年俸制役員等に就任した場合には、就任期間中、給与規程は適用しない。

2 例外的に教職員業務を委嘱された場合であっても、当該業務に係わる給与規程に定める給与は支払わない。ただし、当該業務に係わる旅費等の実費は支払う。

3 年俸制役員等に就任した教職員が、退任後、教職員に復する場合には、就任時の基本給に年俸制役員等就任期間中、給与規程に基づく人事評価Bの定期昇給を行った場合の金額を加えた金額を基本給とする。
ただし、年俸制役員等就任期間中の各年度において欠務期間が6ヶ月以上ある場合等定期昇給の対象とはしない事由がある場合には、当該年度の定期昇給相当額は加算しない。

4 就業規則に定める退職金算定に当たっては、年俸制役員等就任期間は在籍期間に含める。

(非年俸制役員等の報酬)

第7条 非年俸制役員等の報酬月額は、次のとおりとする。

(1)理 事	100千円
(2)監 事(常 勤)	600千円
(3)監 事(非常勤)	100千円
(4)評議員会議長	20千円
(5)評議員会副議長	15千円
(6)評議員	10千円
(7)顧 問	60千円

2 教職員が、理事、評議員会議長、同副議長、評議員に就任した場合、役員等報酬は、教職員給与規程に定める役職手当と併給する。

3 第1項の役員等報酬は、教職員給与規程に定める期末手当、年度末手当の算定対象とはしない。

(日割り計算)

第8条 役員報酬等の支払い対象期間が1ヶ月に満たない場合、役員等の報酬は、日割り計算により算出する。

(役員等重複の場合の扱い)

第9条 同一人が、本規程に定める役員等に重複して選任された場合の報酬は、いずれか高額の方の報酬のみとする。

(公表)

第10条 この規程は、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

(附則) 1. 本規程は、平成29年3月に終了する会計年度の決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時から適用し、平成29年3月に終了する会計年度の決算及び事業の報告に関する評議員会の終結後の役員等の報酬の決定は、本規程により行う。

2. 昭和53年10月20日制定「法人役員等の待遇に関する規程」は、平成29年3月に終了する会計年度の決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時をもって廃止する。

3. 平成29年3月に終了する会計年度の決算及び事業の報告に関する評議員会時に対象役員等であった者に対しては、当該評議員会時までの役員等在任期間に対し、「法人役員等の待遇に関する規程」に基づく、退任慰労金および功労金を支払う。

ただし、当該対象者が、役員等を継続する場合には、役員等の退任時に支払う。また、役員等退任後、教職員身分に復する場合には、教職員退職時に支払う。

4. 平成14年4月10日開催の第2106回常務理事会において決定した「理事、評議員車代」に関する基準は、平成29年3月に終了する会計年度の決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時をもって廃止する。

(附則) この規程は、第6条に「監事(常勤)」の報酬月額を追加して、平成30年3月16日から施行する。

(附則) この規程は、私立学校法改正(令和元年法11号・法37号)に伴い、第3条報酬等の支給、第11条公表の追加および第12条規程の改廃に評議員会の意見を聴くことを追加したほか、必要な字句等の修正を行い、令和2年4月1日から施行する。